

三次市教育委員会告示第21号

(仮称)三次市民ホール管理運営計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

(仮称)三次市民ホール管理運営計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、(仮称)三次市民ホール管理運営計画策定支援業務について、プロポーザル方式による業者選定を厳正かつ公正に行うため、(仮称)三次市民ホール管理運営計画策定支援業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) プロポーザルの実施方法の決定
- (2) 業者を選定するための審査基準の決定
- (3) 提出資料の審査
- (4) プロポーザルの審査及び業者の選定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審査委員会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ

別表の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(審査及び報告)

第6条 審査委員会は、(仮称)三次市民ホール管理運営計画策定支援業務について、第2条の規定に基づき審査し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 審査委員会に関する事務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

委員長	三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)第2条第2号に掲げる副市長
-----	------------------------------------------------

副委員長	三次市副市長の事務分担に関する規則第2条第1号に掲げる副市長 教育長
委員	総務部長 財務部長 地域振興部長 建設部長 教育次長